

## 渇水による農業への影響と農林水産省の対応状況について

平成 21 年 6 月 26 日

農 林 水 産 省

## 1 渇水による影響

(1) 中国四国農政局管内の取水制限実施中の地域においては、農業用水の減量配水や反復利用等により節水を図ることにより対応。

これらの地域においては、田植えを迎える地域も一部である等、なお用水が必要な状況。

(2) 用水不足による作物等の被害は現時点で生じていない。

## 2 既に実施した措置

(1) 6月8日に中国四国農政局内に「渇水対策本部」を設置。

なお、中国四国農政局は、関係県に対して少雨に伴う生育障害等の防止対策に係る指導文書を発出。

※また香川用水土地改良区においては、関係 117 団体に対し節水への協力依頼文書を発出するなど、各地域において土地改良区が自主的に節水を実施。

(2) 6月9日、農林水産省内に「農業用水緊急節水対策本部」を設置。

(3) 各農政局において所有している「災害応急用ポンプ」(254台)を、必要に応じて貸出できるよう体制を整備。

## 3 今後の対応

関係省庁と連携を密にしながら、土地改良区等への節水の働きかけや農作物等の技術指導について適時適切に実施。